

庁舎整備に関する特別委員会 会議記録

1 日 時 令和6年9月17日（火）午後2時00分開議

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 委員長 末松裕人
副委員長 飯箸公明
委員 ミール計恵子
委員 岡本優子
委員 鈴木智明
委員 大塚健児
委員 関根シロー
委員 原裕二
委員 伊東英一
委員 市川恵一
委員 深山能一

4 正副議長 副議長 織原正幸

5 出席理事者 別紙のとおり

6 出席事務局職員 事務局 局長 鈴木章雄
庶務課 課長 渋谷奈緒美
議事調査課 課長 川野康仁
議事調査課長補佐 高水伸一郎
議事調査課長補佐 河嶋宏
議事調査課長主幹 辻美幸
議事調査課主査 田口豊
議事調査課主任主事 山田哲矢

7 会議に付した事件

- (1) 議案第26号 令和6年度松戸市一般会計補正予算（第4回）
- (2) 閉会中における所管事務の継続調査について

8 会議の経過及び概要 委員長開議宣告
市長挨拶
議事
傍聴議員

嶋村新一議員、湯浅文議員、嶋原舞議員、
柿沼光利議員、芦田満春議員、丹呉顕子議員、
井出昌子議員、DELI議員、
岩瀬麻理議員、山中啓之議員、大橋博議員、

傍 聽 者 高橋伸之議員、鈴木大介議員、
二階堂剛議員
17人

(1) 議案第26号 令和6年度松戸市一般会計補正予算(第4回)

末松裕人委員長

議案第26号、令和6年度松戸市一般会計補正予算(第4回)についてを議題といたします。

本件について理事者の説明を求めます。

財政課長

議案第26号、令和6年度松戸市一般会計補正予算(第4回)につきまして御説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,885億6,961万3,000円といたすものでございます。

今回の補正につきましては、国の審議会の了解を得られたことにより、追加の補正となりました。

内容につきましては、次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正におきまして、上段、歳入につきましては、財政調整基金を繰り入れるもので、補正後残高は98億4,684万4,000円と見込むものでございます。

次に、歳出、第10款教育費につきましては、新拠点ゾーン南側の埋蔵文化財発掘調査に係る経費を計上するもので、第1項教育総務費では職員の旅費を、次の第5項社会教育費では、会計年度任用職員人件費及び事務費を計上するものでございます。

第2条継続費の補正につきましては、第2表でございます。

1. 追加につきましては、旧松戸法務総合庁舎他解体事業の総額及び期間を定めるものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表でございます。

1. 追加につきましては、旧松戸法務総合庁舎他解体に先立ちまして、周辺家屋等事前調査委託料及び新庁舎整備基本計画策定委託料の期間及び限度額を定めるものでございます。

新庁舎整備課長

私からは、具体の補正予算案の各事業に関しまして説明をさせていただきます。

本日は御説明用の資料といたしまして、議案第26号参考資料と表記のA3サイズの資料で御説明させていただきます。

まず、本補正予算でございますが、先の令和6年6月定例会におきまして、新拠点ゾーン南側国有地に係る財産取得議案の御承認をいただきましたことを受け、先の9月4日にこれは財政課長より先ほど説明もございましたが、国の審議会が開催され、市役所敷地として時価売却することについて了解が得られましたことから、この9月定例会補正予算(第4回)として提案させていただいたものでございます。

それでは、資料を御覧ください。

今回、追加補正予算としてお願いをいたす項目といたしましては、記載のとおり5項目となります。具体的には、資料左端の列、上から順に、1番、旧松戸法務総合庁舎他解体工事に伴う周辺家屋等事前調査業務、2番、新庁舎整備基本計画(第1ステップ)策定業務、3番、旧松戸法務総合庁舎他解体工事(第1期)、4番、旧松戸法務総合庁舎他解体工

事に伴う害虫・害獣駆除業務、5番、南側国有地埋蔵文化財確認調査でございます。

それぞれの内容につきまして、順に御説明いたします。

まず行番号1、旧松戸法務総合庁舎他解体工事に伴う周辺家屋等事前調査業務につきましては、令和6年度から令和7年度の2か年の債務負担行為、予算総額は9,961万6,000円をお願いするものです。

委託業務の内容は、国有地の既存建物の解体工事に先立ち、今後の工事による影響有無が確認できるよう、事前に周辺建物の現状確認等を行うものです。

工期につきましては、本年12月から令和7年7月までの8か月間を見込むものです。

続きまして、行番号2、新庁舎整備基本計画（第1ステップ）策定業務です。本業務は市役所機能段階的整備案（第1ステップ）の基本計画策定業務といたしまして、令和6年度から令和8年度の3か年の債務負担行為として、予算総額7,260万円をお願いするものです。

具体的内容について、まず、基本計画の位置付けでございますが、基本構想を受けまして、建築場所に対応した施設の規模感や建物内部の配置案、事業手法や概算事業費、スケジュールなどを明らかにし、具体的な設計の指針をお示しするというものでございます。

このようなことから、新庁舎の建物配置図や各課配置など機能を盛り込んだ平面計画図といった概略図の作成、事業候補者への発注手法、事業スケジュール、概算事業費に関するヒアリングの実施を基にいたしました、竣工までの事業スケジュールの作成、コストダウンを検討した上での概算事業費の算出、また、災害対応拠点として必要となる設備計画など、多岐にわたり検討を進め、今後の設計・施工に進むに当たっての方針をつくり上げることを考えております。

また、工期は令和6年12月から令和8年7月末までの20か月を見込んでおり、この間に、市議会の皆様に対する中間的な報告、松戸市庁舎整備検討委員会での調査審議及びパブリックコメント、市民説明会を想定しております。

次に、行番号3、旧松戸法務総合庁舎他解体工事（第1期）でございます。本事業につきましては、令和6年・令和7年度の継続費として、予算総額2億2,825万円をお願いするものです。

具体的工事内容でございますが、新拠点ゾーン南側敷地に所在しております旧松戸法務総合庁舎や職員宿舎などを解体撤去いたします。工期は、当該補正予算可決後、総合評価落札方式での業者決定を予定しており、令和7年4月から令和8年1月までの10か月を見込むものです。

次に、行番号4、旧松戸法務総合庁舎他解体工事に伴う害虫・害獣駆除業務です。本業務は、ただいま御説明いたしました旧松戸法務総合庁舎他の解体工事に先立ち、害虫及び害獣の駆除を行うもので、48万4,000円をお願いするものです。工期は令和7年2月中旬の契約、3月の作業、4月中旬の完了を見込むものです。

最後に、行番号5、南側国有地埋蔵文化財確認調査につきましては、当該地が埋蔵文化財包蔵地に該当することから、解体工事に先立つ確認調査を行いますが、生涯学習部の協力をいただきながらやるもので、796万7,000円をお願いするものです。具体的には確認箇所といたしましては、面積の10%の調査を予定しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

【質 疑】

関根ジロー委員

まず、基本計画についてですけれども、当初3万7,000平方メートルだったものが2万平方メートルになったという話だが、3万7,000平方メートルの時には、現市役所の新館、本館、議会棟、別棟、それから京葉ガスビル、竹ヶ花を3万7,000平方メートルにするという話だったのですが、今回2万平方メートルにしている理由について教えてください。

それから将来の話になるのですけれども、新拠点ゾーン南に、今回2万平方メートル仮に整備した時に、将来的にさらなる建て替えが必要になった時に、この新拠点ゾーン南側の敷地内で2万平方メートル建て替えが可能かどうか、この辺り確認のことでお願いします。

新庁舎整備課長

ただいま関根ジロー委員から2点御質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、2万平方メートルの根拠でございますが、新庁舎の今、想定しております延べ面積約2万平方メートルの根拠でございますが、耐震性に課題のある本館3,683平方メートル及び新館1万1,894平方メートルの延べ面積相当分、約1万5,000平方メートルをベースに、令和4年度に調査いたしました狭隘やバリアフリーなどの課題を解消しつつ、将来の市民サービスの在り方、新しい働き方を取り入れた延べ面積として約1.35倍の2万平方メートルという形で設定させていただいたものでございます。

次に、南側に新庁舎2万平方メートル建築後、将来建て替えの際に、空地に同様に建築できるかという質疑でございます。

先ほども申しましたが、市役所機能段階的整備案の第1ステップにつきましては、耐震性の不足する現本館、新館分のスペース約2万平方メートルを確保するものでございまして、将来の建て替えまでということをご想定したものではありません。

なお、今定例会の議案質疑の中でも、都市再生部長より答弁差し上げましたとおり、当該空地に法的・物理的に可能であっても、別棟の増築等により有効空地を減じるようなこととなるようなことは、通常であれば考えづらいと存じます。

関根ジロー委員

昨年度に新庁舎管理事業が行われていて、その成果物に3万7,000平方メートルの検証がされているのですけれども、その中で、来庁者が3割になるという前提で3万7,000平方メートルがつくられているのです。その成果物において、3割ができるかどうかについて見てみると、3割の根拠がアンケート結果、市民にアンケートをして、「来庁するかしないか」というアンケート調査を基に3割達成という話なのですけれども、それが前提となった3万7,000平方メートルなのですね。

実態として3割が達成できなかった時に、その3万7,000平方メートルの前提、今回でいうと2万平方メートルの前提が崩れてしまうような気がするのですけれども、その辺りをどうお考えでしょうか。

それと、同じく昨年度、全庁業務量調査というものがあまして、その中身を見ると、職員ではなくてもできる業務が50%ぐらいあって、これについて外部委託などを検討して減らしていくようなことが書かれているのですけれども、この話は2万平方メートル、もしくは3万7,000平方メートルに影響する話なのかどうか、この2点を教えてください。

新庁舎整備課長

2点の御質疑にお答えさせていただきます。

まずは1点目、課題検証業務の中で、来庁者数が3割というところの部分、達成できなかったらどうなるのかという話です。

まず、来庁者数の減というものが面積に影響する部分は、主に窓口数となります。市役所機能再編整備基本構想の際には、行政のオンライン化に伴いまして、窓口処理件数を7割減とした場合の必要窓口数を積み上げています。これが前提になります。

次に、本当に7割減が達成できるのかといったところにつきましては、この課題検証業務での検証結果、検証等をしまして、10年後をシミュレーションしまして、その結果、10年後のオンライン化が進んでいる中では7割が達成できるという推測をして確認させていただいております。

また、窓口を構成する要素といたしましては、カウンター型というのものもあるのですが、相談室、相談ブースで対応するというものもございます。この点につきましては、一定数の来庁者を見込んでおるものですから、基本構想においても、その数は増減させておりません。また、今回の課題検証業務についても、オンラインの行政の進捗に関わらず、一定程度の相談数があるものと見込みまして、この点については削減をしております。

こうしたスペースも窓口機能の一部となり得ますので、今後の基本計画の検討の中で、御指摘の事項を含めてよく考えていきたいと思っております。

それから2点目、全庁業務量の結果で50%が職員でなくてよい業務があるというような御指摘でございます。この点、庁舎整備に影響するのかという御質疑でございますが、仮に現庁舎に現在所在する機能とそのスペースが、例えば庁舎外に設けられるような場合につきましては、面積的な影響は、これはもちろん否定できないものでございます。

ただし、外部に持っていくとか、そういった話については総務部とよく連携して、今後とも考えてまいりたいと思っております。

関根ジロー委員

まず、オンラインが前提での3割なのですけれども、それがまず、本当に3割を達成できるのかというのは少し心配です。

あと、全庁業務量調査の話なのですけれども、これも影響するという話ですが、そうすると、2万平方メートルという話で、今、話は来ていますけれども、全庁業務量調査が影響してどうなるか若干分からないという話もあると思うので、そういうところが議会、市民に対して不透明な部分があるのかと思います。

話は変わりますが、6月定例会でいろいろと質問させてもらった話が進展しているのかということを確認したいと思うのですけれども、いろいろと言いたいことはありますけれども、その中から三つに絞って確認させてもらいたいのですが、まず、第1ステップの概算費用についてです。これは6月定例会で質問した時に、基本計画の中で示すという話だったのですけれども、今の段階においても、概算費用は基本計画が出ないと分からない、そういったことでいいのかという概算費用の話と、二つ目がシンボル軸の話、シンボル軸についても少し不透明になっているのではないかという話をさせてもらいましたけれども、その後の進展があったのかどうか。

それから最後に、仮庁舎を検討したほうがいいということを主張させてもらっていますけれども、その後の検討状況。この三つ、変更があったのか教えてください。

新庁舎整備課長

御質疑を3点いただいておりますけれども、そのうち1点目の概算費用の件と、三つ目の仮庁舎の件については、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、概算費用につきましては、委員御指摘のとおり、第1ステップの基本計画の中でしっかりと算定をしていきたい、この部分については変わってございません。

また、仮庁舎につきましても、せんだって一般質問の際にも都市再生部長の答弁したとおりでございまして、現時点に至りましては、現地建て替え、仮庁舎、いずれに関する選択肢も、以前にも増して持ち得ないという状況でございまして。

松戸駅周辺整備振興課長

シンボル軸整備の進捗状況につきましては、現在も松戸駅東口からアクセス強化を図るため、隣接地権者と協議をしているところでございます。

また、今年度実施中のシンボル軸整備検討業務委託により、松戸駅周辺まちづくり基本構想で掲げる、松戸駅東口から新拠点ゾーンへのアクセスを含むシンボル軸の整備実現に向け検討しているところでございます。本業務委託では、シンボル軸を補完するアクセスルートについても検討する予定でございまして、新拠点ゾーン整備事業の進捗に合わせ着実に進めてまいります。

関根ジロー委員

6月定例会から変わらないということが確認できました。

最後ですけれども、特別議案についても聞かしてください。特別議案を出さない理由を、これまで市では主たる事務所が市長室と議会と捉えて、主たる事務所がこちらに残るから特別議案を出さないとか、6月定例会で話があったのは人様の土地だから、人様の土地の状況の中では特別議案が出せない、このようにいろいろなことをおっしゃっていましたが、今回土地を購入する状況になっている中で、何かしら特別議案を出す、出さないで変化があったのか教えてください。

新庁舎整備課長

住所移転条例の件で御質疑をいただきました。当該条例につきましては、これまでも御説明いたしておりますが、出席議員の3分の2の同意が必要となりますことから、議会の意向を尊重することが必要であります。

こうしたことから、当該条例改正に係る提案時期につきましては、市議会の御意見を伺いながら適時適正な時期にと、これまでも申し上げてきたところです。

先の令和6年6月定例会におきまして、財産取得議案が可決され、また今般、国の審議会でも了解を得られましたことで、土地取得の見通しが立ってまいります。こうしたことで、今後の当該条例の提案につきましては、より市議会の意向が重要なステージに入ってくるものと考えております。

ミール計恵委員

まず1点目が、家屋調査の実施内容について、どのような調査を行うのかを確認したいと思っております。

それから2点目に、解体工事の範囲が今回取得しない国利用地も含んでいるのですけれども、それはなぜかというところです。

それから3点目に、解体工事中の工事車両の種類とか1日当たりの台数とか、あるいは

工事が何時から何時までか、どういうコースを通るか、ここはS字道路が相模台小学校の通学路になっていきますので、その辺りの安全対策について、近隣住民等への説明、そういったところを確認したいと思います。

それから4点目として、文化財調査の範囲も今回取得しない国利用地も含んでいますけれども、それ以外の相模大公園の辺りも含んでいるのですけれども、その辺りなぜかというところを4点、まずお願いいたします。

新庁舎整備課長

御質疑いただいた中で、私からは周辺家屋の事前調査の実施内容と、それから解体工事にかかりましては、解体工事の工事車両ですとか、その詳細、何時から何時までなのか。それから説明会ですか、その辺りのお話を伺っておりますので、順次お答えします。

まず、家屋調査の実施内容でございますが、本委託業務につきましては、国有地の既存建物の解体工事以降、最終的な新庁舎整備に至る各工事に先立ちまして、周辺家屋に対して予測不能な損失がもたらされる事態に備えまして、解体工事前の家屋の状況等を確認し、損害等に対する措置を迅速かつ的確に行うために実施するものでございます。

業務の主な内容でございますが、当該国有地の敷地境界から40メートルの範囲に所在する建物等に対し、その内外を調査いたします。具体的対象といたしましては、集合住宅を含めた建物7棟、約380戸と機械式の駐車場3施設に対する調査でございます。

あわせまして、当該地周辺の松戸簡易裁判所敷地内に所在する井戸水の水質調査と、当該国有地周辺における現状のテレビ電波の受信状況の調査を行うものでございます。

これは1点目でございます。

2点目の解体工事中の工事車両の種類や、あるいは工事が何時から何時までなのか、どのコースなのか、通学路の安全対策はといった趣旨の御質疑でした。

具体的な施工計画につきましては、解体工事の施工業者と契約を締結した後に調整してまいりたいと考えておりますことから、現時点で詳細まではお答えするのが難しいのですが、御指摘の事項も含めまして、しっかり配慮した工事計画としていきたいと考えております。また、仕様についても再度配慮させていただきたいと思っております。

次に、近隣住民と市民の方への説明はということですが、まずは新拠点ゾーンの南側国有地の契約の締結後に、これまでの経緯と併せまして、今後の当該地に係る業務に関する御説明にまずはお伺いする予定です。その後、解体工事の施工業者との契約締結の後に、解体工事着手前、近隣住民の方を始めといたしまして、周辺の学校、町会自治会に対しまして、改めて当該解体工事の内容に関する具体の説明を行ってまいります。特に近隣の皆様につきましては、必要に応じまして、工事着手前の説明など、より丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

松戸駅周辺整備振興課長

2点目の解体工事の範囲が、今回取得しない国利用地も含んでいるのはなぜかについては、国有地の鑑定評価に関わることなので、私から答弁させていただきます。

土地価格整備事業における施行中の宅地の評価については、当該土地の造成工事が行われておらず、また仮換地の使用収益が停止されている場合には、従前の宅地の価格によって評価するとされております。このことから新拠点ゾーン南側国有地取得に係る宅地の評価に当たりましては、国利用地を含む従前の宅地の面積1万3,527.59平方メートルを前提に、仮換地後の面積8,745平方メートルを評価しております。

また、従前の宅地上にある建物等の物件につきましては、財務省通達、財務省所管一般

会計所属の未利用国有地等の売却促進についてにより、売却促進の観点に立ち、国が建物等を撤去することなく、更地評価額から解体撤去費を控除した価格をもって売却するとしております。

このことから、今般国との見積り合わせにおいても、従前の宅地の面積1万3,527.59平方メートル上に現存する建物等の解体撤去費を控除した額とすることとしていることから、市が国利用地、国の利用予定地を含む従前の宅地上の工作物についても、当該解体工事にて解体撤去を行うこととしております。

文化財保存活用課長

文化財調査の範囲につきましては、本議案に係る事業地が、土器などが埋もれている可能性のある埋蔵文化財包蔵地であることから、事業地の10%程度の面積を調査面積の目安として確認調査を行うものでございます。

ミール計恵委員

順番にいきますと、家屋調査の内容については了解しましたが、対象戸数380戸で1億円で割ると、大体二十六、七万円が高いなど。目視で確認していくのだと思うのですが、それ以外にも水質調査とかテレビ電波の調査というところが入るということで了解しました。

2点目の解体工事の範囲が、国利用地も含んでいるというところは、従前の宅地の面積に現存する建物等の解体撤去を控除した額とすることとしているので、それが含まれるということは了解いたしました。

それから、解体工事中の工事車両の種類等です。その辺りは今後進んでいく場合に、契約内容等で決めていくということです。ただ十分に安全に注意していくというところで了解しました。

近隣住民と市民への説明会というところは、相変わらず町会、学校、自治会というのは分かるのですが、あとは近隣住民もそうですが、そこを通行するのは近隣住民に限らないので、こういった工事があるということを一般の市民にも知らせるというところはきちんとやっていただきたいと思いました。

次に、新庁舎整備基本計画のところ、今回の一番メインかと思うのですが、これが進んでいくと、先ほど関根ジロー委員からもありましたけれど、移転条例が通らないのに市役所の建設のための準備が進んでいくというところで、本当にこれを通していいのかどうかということが、我々委員にも議員にも問われていると思います。

そこで確認なのですが、この件については、先日の本会議場でも議案質疑されましたが、改めて確認したいと思います。

まず1点目として、やはり市庁舎整備段階的整備案、私たち新案と呼んでいますけれど、これがすごく大きな矛盾をはらんでいると思います。そもそも分散化を解消するという大きな目的があったのに、新しい建物を新拠点ゾーンに建てて、さらに議会と別館も使うという究極の分散化になってしまうというところなので、その上、第1ステップで2万平方メートルの建物を建てるということだけを決めて、第2ステップは全く、先ほども答弁がありましたけれど、概算費用については、これから第1ステップ、基本計画の中でということで、何も見えないということは、やはり問題だと思うのです。その第2ステップを含めて、議論していくべきではないかというところをまずお伺いしたいと思います。

それから2点目として、先日の議案質疑の中で、狭さの解消として新拠点ゾーンに空地を確保したので、それを元に戻すような増築の計画はないという答弁だったのですがけれど

も、それでは、第2ステップでの検討で、議会棟、別館についてはどのようなことを具体的に考えるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

新庁舎整備課長

まず1点目、第2ステップを含めて議論しなければいけないのではないかとというような趣旨の御質疑でございました。

市役所の段階的整備案の第1ステップ、新庁舎の基本計画においては、以前より御説明差し上げておりますとおり、まずは現本館、新館分のスペースを収める器といたしまして、約2万平方メートルの新庁舎を前提に検討を進めてまいります。この第1ステップ、基本計画における市役所の機能配置など、具体の検討内容につきましては、第三者機関でございまして松戸市庁舎整備検討委員会にも諮りながら進めてまいります。

さらに、この第1ステップ基本計画の検討を進めていく中で、段階的整備案の第2ステップに向けた課題が生じる場合には、この第1ステップの基本計画の中で整理し、市議会が所管いたします委員会に、中間的な報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、2点目、第2ステップの検討で、議会棟、別館はどのようなことが考えられるのかというお話でございまして、委員お尋ねの内容につきましては、第2ステップでの検討となりますので、以前の御説明どおり、今後市議会の御意見を伺いながら別途検討してまいりたいと考えております。

また、集約の課題につきましては、第2ステップで検討することとなりますけれども、この市役所機能再編整備基本構想におきまして、市民利便性に資する関連機能の集約と定めておりますので、このことを踏襲いたしまして、今後の計画を進めてまいります。

ミール計恵委員

結局は、これから決めていくということで、具体的なものは残念ながら何も示されないというところで、判断が非常に難しいなと思います。

さらにですけれども、そもそもこの新拠点ゾーンの国有地には、災害拠点としての機能を持つものを建てるということが言われていると思うのですけれども、具体的には、面積としては、どのぐらいが災害拠点になるのでしょうか。それをまず1点。

それから、もう一点が、庁舎整備基本構想の中に、必要面積の再算定というものがありまして、その中に、改めて3万7,000平方メートルを基準に、いろいろなロッカーだとか更衣室だとか、市民の共同のスペースだとか、そういうものを決めていくという大枠が定められていると思うのですけれども、それを基に進めていくということによろしいでしょうか。

新庁舎整備課長

まず、災害拠点としての機能が、面積としてどの程度になるのかというところでございます。新庁舎の施設、庁舎、建物はもとより、敷地内には平置きの駐車場を設けることを予定しておりますので、庁舎の敷地全体を活用いたしまして、災害拠点として使用することを想定しております。

なお、新庁舎内の災害対策本部に係る諸室の配置等に関しましては、第1ステップの基本計画の中で検討しお示ししてまいります。

次に、2点目、必要面積の再算定でございまして、基本構想に書いてある面積、この考え方を使得やるのかというお話だったと思います。

市役所機能の段階的整備案につきましては、市役所機能再編整備基本構想の考え方を踏襲しておりますことから、必要となる計画上の基準面積約3万7,000平方メートルのうち、現本館、新館分のスペース約2万平方メートルを、第1ステップの新庁舎の床面積として確保するものです。

今後の基本計画におきましては、先ほども話題に出ておりましたけれども、令和5年度に実施いたしました庁舎機能課題検証業務委託で得られた成果につきましても、十分に活用してまいります。

ミール計恵委員

まず、災害拠点というところでは、建物の中のどこかが、危機管理室とかそういうところがということではなくて、敷地全体として災害拠点なのだという考え方ということは了解いたしました。

さらに、その中の必要面積の再算定はこれが基になるのかということなのですけれども、当然基となっているけれども、令和5年度に実施した庁舎機能課題検証業務委託で得られた結果を基に、また改めて、先ほど関根ゼロ委員からもありましたけれども、オンライン化等を考慮して検討するというので、基にはなるけれども絶対ではないという感じなのですかね。そういうことでよろしいですか。そこだけ再確認を。

新庁舎整備課長

ただいまミール計恵委員から御指摘ございましたとおりでございます。

ミール計恵委員

さらにお聞きしたいのですが、今回議案として出てきた新庁舎整備基本計画というのは、構想というのはあるのですか。質疑の趣旨が分からないのですか。そもそも普通、例えば新拠点ゾーン基本構想があって、新拠点ゾーン基本計画が出てくると思うのですね。だけど、これは新庁舎整備基本構想がないではないのですか。いきなり新庁舎整備基本計画が出てきている。本来であれば、市役所機能再編整備基本構想が去年の臨時会前に策定されて、それに基づいて、本来であれば市役所機能再編整備基本計画が出されるはずなのに、ここに来て、突如として新庁舎整備基本計画と出てきているということは、これはどういう意図があるのですか。何か趣旨、理由があるのか、そこを教えてくださいと思います。

新庁舎整備課長

今回の委託業務の名称が新庁舎整備基本計画策定業務委託となっている。今までは市役所機能再編整備だったという中での確認の御質疑だったと思います。

先ほど、御答弁を一部させていただいている部分もあるのですが、今回の第1ステップ基本計画につきましては、現本館、新館分のスペース、約2万平方メートルを新庁舎として、新拠点ゾーン南側国有地に建築するものでございますので、そのため名称といたしましては、新庁舎整備第1ステップ基本計画とさせていただいております。前提としますのは市役所機能段階的整備案、この市役所機能段階的整備案が市役所機能再編整備基本構想を踏襲しているものと、逆追いで申し訳ございませんが、そういった構成になっております。今の答弁でよろしいでしょうか。

ミール計恵委員

それは少し無理があるかと思うのです。というのは、昨年の市役所機能再編整備基本構想が出される2年前に、パブリックコメントに出された元の案があったと思うのです。こちらには、26ページですけれども、その当時の来年度ですけれども、(仮称)市役所機能再編整備基本計画の策定に向けてときちんと書いてあるのです。

今回、新たな改定案には、実はその言葉がすっぱり抜けて、基本計画になっているのです。なぜこれは市役所機能再編整備基本計画と書かないのですか。それがきちんと基になっているということが分からないではないですか。そもそもこの計画は、パブリックコメントも改案は取られていないわけです。いろいろ段階的整備案という全く新しい案が出てきたのだから、基本構想も変えるべきではないかという議論もあったと思いますけれども、その辺りはどうなのか。

新庁舎整備課長

まず、遡る話をいただいて恐縮なのですが、令和3年1月に、昔でいいます市役所機能再編整備基本構想(案)を出させていただきまして、これに基づきまして、パブリックコメントを取らせていただいた。しかしながら、成案化には至らなかったという経緯がございます。

その後、市役所機能再編整備基本構想という、令和5年5月に公表させていただいたものの1ページ目にこの経緯を記載させていただいておりますけれども、パブリックコメントを実施しまして、いただいた意見について、これからの社会に求められる市役所機能の在り方に関する基本的な考え方と今後の取組の方向性について取りまとめた。それから令和4年5月に、松戸市庁舎整備検討委員会を設置して、市役所の在り方機能について数多く議論を行いながら検討した。

この委員会から令和4年9月に中間答申、さらには令和5年3月に答申を受けたということで、現在の市の方針を確定したということで、市役所機能再編整備基本構想という形で、昨年5月に公表させていただいたところでございます。

この考え方を受け継いでといいますか踏襲して、市役所機能を段階的に整備する案というものが、令和6年1月31日にお出しした市役所機能段階的整備案でございます。この市役所機能段階的整備案の第1ステップというのは、新拠点ゾーン南側、今では国有地に対して、約2万平方メートルの新庁舎を建設するというものが第1ステップでございます。

このため、今回お出しした新庁舎基本計画につきましては、新庁舎の整備に関するもので、第1ステップということでつけさせていただいて、基本計画という名前にさせていただいております。こういうような考え方で整理させていただいておりますけれども、質疑の御趣旨と合っておりますでしょうか。

ミール計恵委員

答えているようで答えていないと思います。今まで市役所機能再編整備基本構想をつくってきたわけですね。きちんと元の計画には、市役所機能再編整備基本計画を次につくりますと、ここにスケジュールも書かれているわけです。それをあえて改定案ではすっぱり抜け落ちて、単なる基本計画、最初の説明の中でも、基本構想を受けてと、最初何の基本構想かおっしゃらなかったのです。きちんとそこはもう分かっているのだから、意図があるのだなと思いました。

これまでの松戸市の基本構想を見ますと、例えば、新病院整備基本構想というものがありますが、これは平成18年9月にできているのですけれども、ページ数としたらすごく短

くて、7ページぐらいですけれども、中を見てみますと、構想の趣旨とか医療環境の把握とか将来像、現状、課題等があります。大体そういうものはどこでもあると思うのですけれども、さらには、きちんと具体的な病院の規模、例えば必要病床数は400床から500床程度想定、外来規模、延べ床面積では450床と仮定し積算を行う。それから敷地の面積、建設面積は1万平方メートル、駐車場は1万5,000平方メートルで600台程度、緑地は5,000平方メートル、このように延べ床面積も3万6,000平方メートルと想定する。基本計画で、ここまで非常に詳しく書かれているのですね。

さらには立地についても書いてあります。当時は、議会の合意の下、松戸運動公園の一部を移転候補地とし、具現化に向け努力してまいります。ここまで基本構想というものは具体的になっているのですよ。だからこそ、パブリックコメントでも市民が意見を言えるというところがあると思うのです。残念ながら、市がパブリックコメントに出した市役所機能再編整備基本構想では、そういった具体的な位置、移転が最適であるということはありませんでしたが、そこを具現化していくとは決して書いていないですし、規模とか機能とかについても、全然具体的には書かれていないと思うのですね。

だから、それをあえてしないために、こういう市役所機能というところに逃げたと言ったら変ですけれども、はっきりとした市庁舎整備と書けなかったというところがあるのではないかと思うのですけれども、その辺りはどうですか。あと、例として市役所の機能でいえば、市川市役所も市川市庁舎整備基本構想というものをを出して、面積とか中の機能とか、そういうものが具体的にある程度書かれているのです。

その一方で、松戸市は全くその辺りもこれから考えていきます、ただ2万平方メートルの建物だけを建てますとなっている。しかも名前までいきなり新庁舎整備基本計画というものが出てきたというところは、先ほどの課長の説明では納得できないのですけれども、そこは何か理由があるのでしょうか。

新庁舎整備課長

繰り返しになってしまうかもしれませんが、この市役所機能再編整備基本構想、5月に公表させていただいたものにつきましては、現在の市の方針を確定したものの、基本的な考え方をお示ししたものが基本構想ですというところですよ。

この考え方を踏襲して、段階的に整備するものが段階的整備案でございまして、今回、新庁舎整備基本計画（第1ステップ）として出させていただいておりますので、この計画の中で、今まさに御指摘いただきましたような細かいところ、庁舎の機能の配置ですとか、そういったところを検討してまいりたいと御提案させていただいているというものでございまして、御理解いただきたいと思います。

ミール計恵委員

今の答弁だと、市役所機能再編整備基本構想が基になっている、それがもちろん基になってその計画をつくるということだと思っております。そういう答弁だったと思います。では、何で市役所機能再編整備基本計画にしなかったのですか。新庁舎整備基本計画に名前を変えたのですか。そんなに深い意味はないよということなら、それでいいです。

ただ、あえて、これまでも基本構想と基本計画の名前は一緒だと思うのです。しかも改定前の構想では、きちんと（仮称）市役所機能再編整備基本計画の策定に行きますとはっきり書いてあるのですよ。そこをあえて変えてきたというのはなぜでしょうか。説明できなければもういいです。

新庁舎整備課長

すみません。この名づけ方について、深い意味があるかないかということであれば、深い意味はございません。

ミール計恵委員

分かりました。ただ、やはり新庁舎整備基本構想と書いていただいたほうが多分、具体的に皆さんはイメージをして、いろいろな広さがどのぐらいで、機能がどういうものがあるって、場所がどこでということイメージできてしまうと思うのです。だから、それをあえて下げたのではないかと私は思いました。

末松裕人委員長

それでは、途中でありますけれども、一度休憩を入れたいと思います。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時57分

末松裕人委員長

再開します。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

原裕二委員

何点か質疑させていただきます。

まず、旧法務局の解体工事に伴うところでお伺いしたいのですけれども、今回の解体工事をする土地の周辺の崖、土砂災害警戒区域あるいは特別警戒区域に指定されていて、今回の解体工事に伴って、周りの住民の方から一部ですけれども、心配の電話をいただきまして、今回の調査の中で家屋調査をするのだけれども、こういった崖の地盤調査はしてくれないのかという話がありました。

土砂災害警戒区域に指定されている崖ですので、ある程度危険が伴う、さらには解体工事を伴うので、こういったところの崖の調査を今回はしないのでしょうか。

新庁舎整備課専門監

当該国有地の傾斜地の一部につきましては、通称イエローゾーンにかかっておりますが、当該イエローゾーンがかかる部分につきましては、本解体工事の対象の区域とはなっておりません。

また、解体工事を行う際は、足場には防護パネルを設置し、隣接地の境界には万能鋼板を設置するなど、騒音、振動等に配慮してまいりますことから、崖等の調査を行わないという考えでございます。

原裕二委員

通常そこまではして、なおかつ振動が予想されるからこそ、今回、家屋調査の補正予算も取られているということだと思っておりますけれども、本当に周りに心配している人がそれでもいるわけですから、市としては解体工事をする以上、周りの方に、崖が大丈夫ですよということを示すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。大丈夫だということであれば示してほしい、そういうことです。

都市再生部長

御案内のとおり、土砂災害警戒区域、イエローゾーン、レッドゾーンとございます。仮にこの調査の中で崖の調査をしたといたしましても、その結論は変わらないのです。これは県で調査して決めたことなので、それは変わらないです。

したがって、我々の所有する土地ではなく隣の土地という形に大体はなってきます。S字道路の部分については、我々の土地ですので手当てはします。そういうことで、調査はいたしませんけれども、決して調査しないからといって、むげやたらにやるわけではございません。もし何か支障がございましたら、すぐに御連絡いただければ、すぐに対処するというところでございます。

原裕二委員

すみません、支障があつてからでは遅いので、先にこうこうこういう理由で大丈夫です。今回、解体工事を進める中で、例えば雨が降りました、その中でも工事は進めるのかとか、あるいは進めないのかとか、周りの住民の方が安心できるようなことを、解体工事に伴って市は示すべきではないかということを知っているのですけれども。

都市再生部長

もちろん解体工事でございますので、十分な安全に配慮した形の工事をやっていきます。したがって、業者等々が決まりましたら、その辺りの注意事項も明確に示して、御心配の内容もお知らせし、そのような説明ができるということになります。

原裕二委員

崖の話はこれでやめますけれども、基本聞いていて、解体工事をしたとしても、崖は大丈夫だと、市がそのように考えているのはよく分かりました。であればこそ、周りの心配されている方もいらっしゃるの、やはり示すべきだろうとそのように思います。

続きまして、基本計画の策定業務についてお伺いしたいと思います。

まず、今回の基本計画については、発注する先はどのように選定するのかということと発注の内容です。内容というのは、特に2万平方メートルの新庁舎をここに建てるということなのですけれども、その中身です。例えば、どのような機能をそちらに移転するのか、それを市がある程度決めた上で発注するのか、その発注の仕方、特に内容について、どういう考え方なのか教えてください。

新庁舎整備課長

2点御質問をいただいておりますので、順にお答えします。

まず、基本計画の発注の関係で質問をいただいております。こちらについては、基本的には一般競争入札を行い、業者選定をしたいと思っております。

2点目の御質問にお答えします。2点目については、先ほど御説明の中でも申し上げましたとおり、この検討においては、中間的な報告を市議会にもさせていただくということ、それからその前に、第三者機関である庁舎整備検討委員会にも諮る、審議いただくということを申し上げたと思っております。

このための資料を作るためには、事業者の力を借りる必要がございますので、まず発注させていただきたい。その後、市の考え方に則った案を検討いたしますので、その案に基づいた、例えば、図面を書いたり、市議会の皆様にも可視化できるような、そういった資料

を作成いたしましたして皆様に御説明したり、このような流れになってございます。

原裕二委員

ありがとうございます。そうすると、一旦は市がその内容を、どのような機能を2万平方メートルの中に持っていくのか。一旦はそれを決めていくということが分かりました。

そこで質疑ですけれども、今回、我々は特別議案もすぐに出すべきだということはずっと言っておったのですけれども、先ほどの答弁を見ても、特別議案の提案時期というものは正直分かりませんでした。

その理由の一つに、先ほど、人様の土地だからという話がありましたけれども、別の理由に、そもそも2万平方メートルのほかに、こちらの現地もそのまま残すのだという話の中で、ここが主たる事務所になるという考え方も示されました。だから特別議案を、そもそも住所を移さないということで今まで説明されていたと思います。

そうすると、ここが主たる事務所というその根拠ですけれども、一つは市長室、あるいは議会という話もこれまでの中で示されています。そうすると、今回2万平方メートルで向こうに行く機能の中に、市長室は造らないということによろしいでしょうか。

新庁舎整備課長

委員御指摘のとおり、過去には、具体的には大阪府の判例ということになるのですけれども、踏まえた市の見解といたしまして、市長室と市議会の話、具体的には3月の二階堂剛議員の代表質問においても、お答えをさせていただいております。

この第1ステップの基本計画につきましては、まずはオーソドックスに、2万平方メートルの新庁舎を建てるという前提でまずは案をつくりまして、その後も私どもで検討していく中で課題が見つかるかもしれません。

そういった課題については整理をして、別の案が考えられるのであれば別の案、すなわち機能の配置というものは一通りではございませんので、幾つか機能の配置を考えさせていただき、その内容を市議会にもお示しすると、このようなことを今は考えているところでございます。

原裕二委員

特別議案を出さない理由として、主たる事務所がこちらです、現地ですという説明をしていました。先ほども言いましたけれども、主たる事務所の理由としては、市長がこちらにいるからという、たしか説明をされていた。ですから今回、最初に向こうに行く機能はまず一旦市が決めるわけですよ。その時には市長室は入れないのでしょうか。今までの答弁を踏襲すると、そういうことだと思っておりますけれども、そこははっきり答えていただきたいと思えます。

新庁舎整備課長

お尋ねの市長室の位置ということでございますけれども、先ほど申しましたような形で、今年の3月の代表質問において、二階堂剛議員から御質問をいただいた際に答弁を申し上げましたとおり、市長室については、現庁舎でということで答弁をしております。これでございます。

原裕二委員

ようやく明快な答弁が返ってきました。ありがとうございます。

続きまして、我々は早く費用が知りたいと、これまでも議会等を通じて話をしていました。特に総額の見込みはぜひ知りたいという話もさせていただきました。今回この基本計画の中で、ようやく第1ステップにおける費用、どのぐらいのお金がかかるのか、これが出るという答弁をされていると思います。

その中で、では、ようやく第1ステップにおける費用が分かったのであれば、今までこれも散々主張してきましたけれども、第1ステップにおける現地建て替えとの比較ですね、これをこの基本計画の中ですべきだと思うのですけれども、まずそれはどうなのか。

2点目としては、総額の費用をびしっと示すのは、それは第2ステップが分からないから示されないのは分かるのですけれども、大体このぐらいまでだったら大丈夫だというような大枠、こういったものの見込みは示すのかどうか教えてください。

新庁舎整備課長

まず1点目、現地建て替えの話、比較はしないのですかというところでございます。先ほど、関根ゼロ委員からも同様な質疑をいただいていたかと思うのですけれども、現地と移転の比較については、これは行わないということが結論でございます。それはなぜかと申しますと、今現在、この国有地の取得に向けて、正式に当該国有地の取得に向けて手続を進めている状況ということもございますので、こういった現地点に至りましては、現地建て替えについての選択肢を持たないということになりますので、これについては比較の対象ではないと考えております。

それから2点目の御質疑でございますけれども、総額が出て、それは大丈夫かといった感じでございますか。すみません、まず答弁させていただきます。まず、この基本計画第1ステップにおきましては、第1ステップの新庁舎に係る概算費用を出させていただくという計画をしております。

さらに概算費用でございますけれども、過去の答弁におきましても、市役所機能再編整備基本構想の中で、256.4億円を移転の費用として出しております、物価高騰を考慮した場合においても、この範囲内に第1ステップは収まるのではないかというような答弁もいたしておりますので、そのようなことで考えております。

原裕二委員

2番目の総額の見込み、要は、今回の基本計画の中では、第1ステップの費用、これは出す。さらに言うと、二百五十何億円かに収まるという話はするけれども、やはり全体、第2ステップまで合わせた総額の見込み、ここについては触れないということですね。触れられないというか、そういうことですよ。それで理解しました。

そうすると、やはり総額の費用が見込めない中で、今回第1ステップを認めていかなければいけない。方向性を移転で決めなければいけないということは白紙委任だなど、6月定例会の時に申し上げたのですけれども、その気持ちは変わらないなと思います。

それから現地建て替えとの費用比較についてはしない、なぜなら移転ともう決めたからという話だったと思います。これは、となるとやはり移転ありきだったのだなと言うしかなくて、さらに言うと、今回基本構想、これはずっと変えないとおっしゃっています。その基本構想を変えないのは、基本的に基本構想を踏襲するからだ、こういった理由で基本構想を変えないのだという話があります。

ただし、移転か現地かについては基本構想の中にしっかりと書かれていて、当時は、全部3万7,000平方メートルを全て移転する案と、現地建て替えの比較があって、その中でいろいろな比較の中で、費用の比較についてもきちんと移転のほうが安く済むというこ

とを載せて、ですから移転だと結論づけています。

その基本構想の考え方を踏襲するのであれば、今回の基本計画の中にでも、やはり現地建て替えとの費用比較をすべきではないか。しないとなったら、これは踏襲していないではないかと言わざるを得ないのです。もう一度聞きますけれども、その辺りの考え方はどうなのでしょうか。

新庁舎整備課長

市役所機能段階的整備案につきましては、市役所機能再編整備基本構想で書かれておりますものを、市役所を段階的に整備していくものでございますので、その考え方につきましても、全て踏襲していると御理解いただければと思います。

原裕二委員

質疑は基本構想を踏襲しているのであれば、基本構想ではしっかりと現地建て替えとの比較をしています。その結果、費用においても移転が安いと結論づけていますよね。その基本構想の考え方を踏襲するのだったら、今回初めて基本計画を策定するに当たって、第1ステップの費用が出るわけですよ。であれば、堂々と比較を別にしたっていいではないですか。

結論としては、それは移転だと、市がそうやって結論づけるというのは、それは仕方ないのかもしれませんが、費用比較をやはりすべきだと思うのですけれども。それは、この基本構想の話もありますけれども、市民の方の中には、やはり現地建て替えがいいよね、そちらにすべきだよという意見も、皆さんのところにも届いているはずなのですよ。それに対して、市はきちんと答えていくべきだと思うのですけれども、そういった疑問に答えていく姿勢が、まずあるかないか問われていると思うのですけれども、それでも費用比較はしないのでしょうか。

都市再生部長

原裕二委員おっしゃったとおり、市役所機能再編整備基本構想では3.7万平方メートル、それから現地ということで比較させていただきました。費用についても、移転建て替えのほうが安く得策だと。ただ、理由はそれだけではないですけれども、得策である理由の一つはそういうことを示させていただいた。

基本構想の目次を見ていただければ分かりますとおりなのですが、もちろん踏襲すべきことはたくさんあります。原裕二委員の今おっしゃっているのは、費用の点だけをピンポイントで我々に申し述べていただいているのだと思っています。

最終的な部分が、そこまで現地建て替えの比較までもう一回やるのだという御意見が強いようであれば、それはもう一回やっても構わないですけれども、まずは我々がこの3月に38億円の予算で南側国有地を買うということにも御承認をいただいた。6月には財産取得議案も御承認をいただいた。こういうステージになって、今般国とは契約ができる目前まで行っているという状況を踏まえた時に、なかなか現地建て替えに戻る選択肢は持ち得ないのではないのですかということ、一般質問でも答弁申し上げています。したがって、あまり比較という性質のものではないと思っています。

それからあともう一つ、先ほど、新庁舎整備課長が市役所の位置条例、市長室の関係の答弁を申し上げましたけれども、少し補足いたしますと、3月の代表質問、これは二階堂剛議員に私、お答えしています。市長室の位置につきましては、一旦は現地に残るというような御説明もしていますけれども、最終的には今後の第1ステップの基本計画において

正確な位置については検討してまいりますと答弁しておりますので、そこは補足させていただきます。

原裕二委員

取りあえず、現地との費用比較の面ですけれども、現地との比較は数ある基本構想のいろいろなものがある中の一部分だということなのですけれども、一部分であっても基本構想を踏襲すると言っているのだから、これはやったほうがいいですよ。ちなみに、技術的に、現地建て替えを検討するかしないかの話ではないのですよ。比較検討して、ある意味現地建て替えを望まれている方もいらっしゃるのです、この人たちに対してきちんと情報提供するかどうか、市の姿勢が問われていると思うのです。そこはどう考えますかという質問なのです。

都市再生部長

まず、市民の意見は十分に伺いたいと思っています。現地と比較すると言っても、現地の建て替えはかなり無理で、困難があるという結論づけを我々はしています。それで基本構想の中でもかなり無理だけれども、一旦比較させていただいたというベースになっております。だから、無理やり比較したので、現地建て替えがあたかもできるような勘違いを我々はもしかしたらさせてしまったのかもしれないので、そこは慎重に対応しなければいけないと思っていることを申し上げておきます。

原裕二委員

この辺りでやめますけれども、当時、基本構想の時には、現地建て替えは本当に現地で、たしか仮庁舎もなしにやるという案だったと思うのですけれども、今は仮庁舎の検討もしないということになっているので、そこが一番問題だなと。もし私がするのであれば、現地建て替えの比較は、仮庁舎を借りて、その中で仮庁舎の費用も含めて現地建て替えを考えていく。現地建て替えをするかしないかではなくて、その比較をやはり示すべきだろうと思いますけれども、これは要望とさせていただきます。

それと最後に、今まで仮庁舎の検討をしないと、そういったことが分かりました。そうすると、基本的に耐震性不足の新館と本館を8年間は使うということをして市が決定することになると思います。仮庁舎をそれで検討すべきだと言っているのですけれども、しないということであれば、何かしら代わりになるもの、8年間の地震に対する備え、これは何かするつもりなのでしょうか。今までの答弁の中で、包帯工法の点検機会を増やすというのは答弁でいただいています。それ以外に何か考えていますか。

新庁舎整備課長

委員御指摘のとおり、安全点検の頻度を上げるなどの対応が取れないかということについて、担当部局とも十分に検討してまいりたい。例えばということで申し上げておりますので、様々担当部局とも十分連携して検討してまいりたいと思います。ただ、一般質問の御答弁として申し上げているのは、委員の御指摘のとおりでございます。

原裕二委員

すみません、今のもよく分かりません。包帯工法の点検機会を増やすというのは分かっています。そのほかに、何か今の時点で考えていますか。

新庁舎整備課長

繰り返しになりますけれども、担当部局とも十分に連携の上、その点についても検討してまいりたいと思います。

末松裕人委員長

ほかに質疑はありますか。

岡本優子委員

補正予算書3ページの第3表、債務負担行為補正の新庁舎整備業務（新庁舎整備基本計画策定委託料）から3点ほどお伺いさせていただきます。

まず1点目ですけれども、令和6年3月定例会の代表質問において、我が会派の幹事長から、市役所機能段階的整備案のメリットとデメリットは何かと質問させていただきました。これに対しまして都市再生部長は、メリットの一つとして、災害対応拠点機能のさらなる強化が可能である旨を答弁されて、この災害対応拠点につきましては、本定例会の議案質疑においても話題となっております。

昨今の大規模の災害を鑑みると、これから造る新庁舎は、東京都の中野区役所などの事例もあるかと思えますけれども、有事の際に災害対応拠点として業務が継続できるよう、設備を構築すべきと考えております。その基本的な方針をこの基本計画で決めるのでしょから、ある程度具体的なお考えもあろうかと思えます。詳しくは今後の議論でしょうが、現時点でのお考えで結構ですので、お示しいただけるものがあればお伺いしたいと思います。

2点目でございます。本定例会の一般質問において、我が会派の大橋博幹事長からの工期短縮に関する工夫はとの質問に対し、都市再生部長は、本基本計画策定業務の中で複数の事業者へのヒアリングを行いたいという御答弁でした。

そこで具体的に、どのような事業者にヒアリングをするのか。また事業の実現性に向け、工期短縮に関する内容以外に、ヒアリングされる内容があれば教えてください。

3点目でございます。これも本定例会の一般質問においてでございますけれども、我が会派の幹事長から、これからは前を向いた議論をしていく段階であり、建設的な意見やアイデアを出していくことを強く要望したところです。私は新庁舎は市民が楽しめるスペースであるとともに、賑わいや経済効果を考慮した出来とすべきと考えております。

最近、中野区の新庁舎も見てまいりましたが、エントランスには来庁される市民向けにイベントのスペースがあったり、夜も営業されてお酒を提供するカフェがあったりと、市民が楽しめる場づくりに努めている様子が見えました。本市の市庁舎も、こうした視点から、市民が有効に利用できるスペースを検討すべきと考えますが、現時点での想定で結構ですのでお考えを伺います。

新庁舎整備課長

ただいま岡本優子委員から3点の御質疑をいただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず1点目、市役所本庁舎についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、災害発生時など有事の際には、その対応拠点といたしまして、大規模災害においてもその業務を継続することが何より重要であると考えております。このことから災害対策本部を強靱なものとするため、防災面の備える機能につきましては、本基本計画において詳細に検討してまいりたいと考えております。

また、御紹介いただきました中野区役所についても、視察をいたしました。非常に考えられた災害対策の最新設備を導入しているなど感じたものでございます。こういった災害対応機能があれば、有事の際の備えでありますため、市民の方の安心感も増すと考えておりますので、本基本計画における災害対応機能の検討においては、十分にこういった事例も参考にしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、事業者のヒアリングの関係で御質疑をいただいたと思います。本基本計画策定の事業者へのヒアリングにつきましては、サウンディング型の市場調査による実施を考えております。

1点目の御質疑、どのような事業者にヒアリングをするのかにつきましては、現時点で事業者についての詳細まではお答えできませんけれども、複数の事業者を想定して実施することを考えております。

2点目の御質疑、工期短縮に関する内容以外に、ヒアリングする内容はあるのかという御質疑につきましては、デザインビルド手法などのほかに——これは設計、施工一括のものをデザインビルドと申しますが、デザインビルド手法などのほかに有効な発注手法がないかを調査してまいります。

また、今後予定される基本設計業務や実施設計業務及び建設工事、工事管理業務など、第1ステップの竣工までの概算事業費などについて、ヒアリングを実施する予定でございます。

それから3点目、新庁舎も市民の方が楽しめるスペースづくりや賑わいといったお話があったと思いますので、その点について御説明させていただきます。先ほども中野区の新庁舎の事例について御紹介いただきましたけれども、当該新庁舎に視察の際にも、区民の方がロビーに展示された区民アーティストの作品を見たり、多くの方がカフェを御利用されているといった姿もうかがえました。こうした事例についても十分参考といたしまして、スペースの検討を行ってまいります。

あくまで現時点での一例となってしまうのですけれども、御質疑にもございましたカフェであるとか、レストランであるとか、そういった機能であったり、あるいは高層階ならではの眺望を生かした室内や、あるいは市民の方が気軽に集える工夫を凝らした空間であるとか、こういったものなどを検討してまいりたいと存じます。このようなことは、市民の方の御利用による賑わいと一定の経済効果にも寄与できるものと考えております。

岡本優子委員

御答弁ありがとうございます。これからの庁舎は、防災はもちろんですけれども、経済的効果や賑わいということが特に重要な視点と、我が会派は考えております。中野区の事例ですけれども、中野区新庁舎は、移転後のほうが延床面積が広がったのですね。それはなぜかという、丸々1階をほとんど市民の方に土日問わず開放している、夜まで開放している、無料で開放しているというところがあるからです。まさに賑わいもそうですけれども、市民のためのスペースを多くしたというところに、私はすごく中野区役所の対応は共感を得ております。特に重要な視点と考えておりますので、着実に進めていってほしいと思います。

深山能一委員

今、縷々質疑があったのですけれども、今回はこの五つの債務負担行為、あるいは継続費を承認するかしないかということになるかなと思うのですけれども、まず今回は特に、

とりわけ新庁舎整備基本計画が大きなポイントになるかなと思っていますけれども、もう一度原点に立ち返った形で、少し再確認させていただきながら質疑させていただきたいと思います。

そもそも前回、私どもの会派は土地の購入に関して賛成させていただきました。一番最初の時は反対させていただいて、7項目の懸念が払拭できないから難しいということとさせていただいて、この間の3月定例会では、その中の数項目が前進してきたということがあります。

そもそも新庁舎整備基本計画の前提となるところの新拠点の整備というものは、松戸駅周辺のエリアの賑わいを生むことが目的であるということを確認しています。そういう中で、今回3月定例会においては、まだまだ多少課題は残っているものの、本館、新館の建て替えを前提とする土地購入に関しては賛成してこうというような議論をさせていただいたわけであります。

いろいろな質疑を聞いていて、もう一度確認させていただきたいと思っておりますけれども、その中で、例えば公共施設の再編の検討、松戸駅周辺の活性化、シンボル軸の創造、駅からの徒歩の歩行者の動線、あるいは児童生徒の安全性などなど、様々なことを考えますと、当初第1ステップの段階で、それらをきちんと考えていかないと第1ステップの案がきちんとできないだろう。その点をしっかりやってほしいということをお願いしました。

そういうスケジュール感に則って、きちんとやっていただきたいということで、この策定整備の業務にしては、20か月というスケジュールが組まれていますけれども、そういう中で、きちんとやっていくことに関して、いま一度、この間の答弁と変わりがいいのか、あるいは変わったところがあるのかを含めて、その点をまず一つ確認させてください。

都市再生部長

深山能一委員の御質疑に、まず私からお答えいたします。

まずは、本年1月31日の庁舎整備に関する特別委員会の中で、御案内の質疑に対し私が答弁いたしました。その内容を再度要約させていただきます。第2ステップは、第1ステップを含む最終の整備案で、議会の皆様の意見を聞きながら選択肢をつくってまいります。その際、集約ということは念頭に置きます。

それから、第2ステップが明確になれば、全体としてさらに明確になっていきます。第2ステップを含むスケジュール感は、まず土地の取得や第1ステップの基本計画の予算承認後、令和6年度中盤から第1ステップの基本計画に取りかかりたいと考えます。その後あまり時間をかけず、第2ステップの基本計画に着手したほうが良いと考えます。ただ、そこには他の公共施設の基本計画などもリンクしながら策定する必要があります。検討に際しては、種々御意見やアドバイスなどを頂戴いたしたい。このようなことにお答えいたしました。

したがいまして、現在に至って、以前の考えやお答えした内容、見解の相違はございません。

深山能一委員

ありがとうございます。以前の答弁と変わりが無いということを確認させていただきました。とりわけ、第2ステップ、第1ステップに分けてはいるものの、基本的に第2ステップの考え方がきちんと精査されないと、第1ステップでの庁舎の2万平方メートルを含めた計画というのは、私は難しいと思っていますので、そこを確認させていただきましたし、議会ときちんとキャッチボールをしながら、きちんと進めていくということが確認

できました。ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、うちの会派も今回の9月定例会の一般質問の中でも、末松裕人議員、市川恵一議員が質問させていただいていますけれども、公共施設再編の關係について少し触れたいと思ひます。

一般質問では、本市の長い時間をかけての公共施設再編計画が発表されて時間が過ぎていゝるわけでございますけれども、一般質問では全体の話が出ましたけれども、今回はこの新拠点における公共施設再編の松戸駅周辺における關係をどうしていくのか、これも大きな一つのポイントだと思ひていますし、それがきちんと精査されないと、第1ステップ、第2ステップのきちんとしたものが描けないと思ひています。

そういう中で、いわゆる第2ステップ、第1、第2、第3の新拠点の計画の中では、図書館機能だとか美術ギャラリーだとか、いろいろな意味で、そういう計画があるように聞き及んでおりますけれども、これがまさに都市再生部あるいは街づくり部、それから生涯学習部、文化スポーツ部、これら各部署がきちんとした中で公共施設の再編、そしてとりわけ総合政策部の全体のスケジュール感がきちんとまとまっていないと無理だと思うのです。その辺りに関しまして、一般質問では副市長から強いお言葉をいただいたのですけれども、とりわけ今回、松戸駅周辺における公共施設の考え方を含めて、もし御存念があれば、まとめて伺いたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

小玉典彦副市長

御答弁申し上げます。新拠点ゾーンの整備につきましては、市の重要課題である松戸駅周辺の活性化に向け、大きな鍵を握る重要なプロジェクトであると認識しております。

こうした中で委員御案内のとおり、新拠点ゾーンの整備におきましては、市役所庁舎の整備のみならず、公共施設の再編整備についても、併せて検討を進めていく必要がございます。

今定例会の一般質問で御答弁申し上げたとおり、公共施設の整備につきましては、集約化、複合化、多機能化、広域的利用など、量の最適化の視点を持って、市全体のまちづくりとのバランスを取りながら進めていくことが重要であり、このことは新拠点ゾーンの整備においても同様であると考えております。

以上のことから、新拠点ゾーン整備の推進体制につきましては、公共施設の再編整備の観点からも、庁内の關係部局が横断的に情報共有や調整を図り、足並みをそろえていく必要がございます。私自身、庁内の多岐にわたる關係部局をしっかりと統括しながら、重要プロジェクトである新拠点ゾーンの整備に力を入れて取り組んでまいり所存です。

深山能一委員

一般質問と変わらない答弁と申しますか、力強い答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひこのところをしっかりとやっていただきたいと思ひています。

これが松戸駅周辺に要るとか要らないとか、そういうことではなくて、全体の公共施設再編の中で、松戸駅周辺の活性化のためには何が必要なのかというところを、きちんと見極めた中の考えを踏襲した中で第1ステップを考えていく、これが必要だと思ひますし、そうしなければ、長い時間、7年間、設計では1か月になりますけれども、その基本的なものを外してしまうと、いわゆる新拠点の土地を購入する、そして松戸駅周辺の活性化に生かしていくのだと、この大きな目的が見失われてしまうと思ひますし、市庁舎を建てるだけで終わってしまったら、やはり本末転倒だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。そういう意味では、責任の所在を明確にして取り組んでいただきたいということを、

あえてこの場所でも申し上げておきたいと思っています。

それから、推進体制についても、今、御答弁があったように、係る計画について、それぞれの部署が情報共有や、調整により、足並みをそろえる必要があると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。優秀な皆様方ですから、きつとなし得ていただけていると思いますので、見守っていきたいと思います。

そこで公共施設再編を含めて、いろいろなプロジェクトの中で新拠点ゾーンの整備がこれから進んでいくのだなと思っておりますけれども、財政的なものを一つ確認させてください。先ほど、原裕二委員からも財政的な質疑がございましたけれども、松戸市全体のこと、大きなやらなければいけない事業を抱えておりますけれども、とりわけ新拠点に関しまして、全体の財政的なものを踏まえまして、今後新拠点ゾーンに関しての財政的な懸念もあると思いますけれども、財政部としてきちんと押さえていくことになると思いますが、その辺りの考え方を再度確認したいと思います。

財務部長

新拠点全体の支出に係る市の財政の見通しについてお答えいたします。

将来推計につきましては、事業の総額が明らかになった時点で改めての算定とはなりませんけれども、庁舎建設基金や国庫補助金及び円滑な地方債の活用を進めることで、財源確保が可能になるため、庁舎整備に係る事業費を調達することが可能であると判断しております。

なお、地方債の発行により、一時的に地方債残高は増加することが予測はされますけれども、財政負担は平準化されることから、財政運営に支障を来すような負担とはならないものと見込んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、持続的、安定的な財政運営をしていくためには、将来を見据え、適宜適切な投資を行う必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

深山能一委員

新拠点ゾーンに関しましては、総額はまだきちんと拾えていないというところがありますけれども、ステップごとに財政的にはきちんとチェックをしながら進ませていただくということで確認ができました。今回、五つの債務負担行為と継続費の審議という流れの中なのでございますけれども、もう一度基本に立ち返った質問をさせていただき、確認ができました。ありがとうございます。

【質疑終結】

【討 論】

関根ジロー委員

機能分散が確定してしまったり、事業費の総額が示せなかったり、様々な問題がある段階的整備案なので反対いたします。詳しくは本会議の討論でさせていただきます。

ミール計恵委員

私も同様に反対です。全く具体性がない。決まっているのは国有地の取得と2万平方メートルの市庁舎を建てるということだけで、全く具体性がない。基本構想については、も

う名前まで違って、新庁舎整備基本計画になっているけれども、その基本構想というものが無い。市役所機能再編整備基本構想を踏襲すると言っていますけれども、そこには本来あるべき具体的な立地とか、あるいは規模とか面積とか機能とかということがもう決められていないわけですね。こんな何も決まっていないような状況で、先に進めるということ自体が驚きです。

そもそもやはり市役所機能段階的整備（案）をパブリックコメントに出すべきだったと思います。こういったものがない中で、もう基本構想があるのだということを進めていってしまうということに無理があるのかなど。だからここまで、市民からの現地建て替えの要望とか意見とか、あとはこちらもこうだから移転のほうがいいということを書けないですよ、費用も出ていないわけですから。ですから、そういう意味で、いろいろな点でかなり無理があるのではないかなど。

あと、名前についても意味はないとおっしゃいましたが、意味がないことはないのだろうと私は思っています。そもそも本当に先も見えない、全てがこれからの検討ですという案には到底賛成できませんので、反対といたします。

原裕二委員

反対させていただきます。

いろいろ理由はあるのですが、主に言うと、やはり今回ようやく基本計画をつくって、費用が出るのにもかわらず、しかも基本構想を踏襲すると言いながら、現地建て替えとの比較をしない。これは物理的に現地建て替えができないからという、きちんと注釈をつけて、だけど費用比較するとこうだよというのでもいいと思うのですが、市民の声がある以上、それをやはり市としてはすべきではないと思います。

ただ一番の大きな反対理由は、今回この段階的整備案に係るところの費用を認めていけば、8年間少なくともこの耐震性不足の新館、本館を使うということ容認するということにつながります。とてもではないけれども、この耐震不足、I s 値が第3次診断で0.25とも言われている、この状況を看過することはできませんので、責任を共有できません。なので、反対させていただきます。

岡本優子委員

我が会派は賛成させていただきます。

今回、質疑を3点させていただきましたけれども、質疑のポイントとしては、1点目に防災に対する備えを十分にしつつ、2点目として早期の新庁舎整備を実現し、さらには3点目、市民が集える賑わいや経済効果を考慮した空間の整備について、ポジティブな視点から想定する内容についてお聞きいたしました。

これからの庁舎は、防災と賑わいというのは本当に特に重要な視点と考えておりますし、本来、新庁舎整備というものは、市民にとって楽しさとか安心感を得られる事業であると考えております。一刻も早い新庁舎の整備に向け、ポジティブな議論をしていくためにも、本補正予算に伴う業務を着実に進めていきたいと思ひ、賛成といたします。

深山能一委員

賛成とさせていただきます。

詳しくは、本会議で述べさせていただきます。

伊東英一委員

賛成です。

一日も早い庁舎整備をという話の中で、この議会の中でも、この委員会の中でも8年かかるのが長いのではないかというお話もありましたが、ここで反対をして、この予算を全部否決したのであれば、なおさら新庁舎整備が遅れるということは目に見えています。一日も早く建設すべきだということを申し上げて、賛成といたします。

【討論終結】

【採 決】

起立採決

可決すべきもの

多数意見

(2) 閉会中における所管事務の継続調査について

末松裕人委員長

次に、閉会中における所管事務の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本委員会の閉会中における所管事務の調査事項として、庁舎整備に関することを閉会中の継続調査として決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

末松裕人委員長

御異議なしと認めます。したがって、さよう決定をいたします。
書記に審査結果を報告させます。

【書記報告】

末松裕人委員長

それでは、以上で庁舎整備に関する特別委員会を終了いたします。

委員長散会宣告
午後3時48分閉会

委員長 署名欄	
------------	--